

令和3年度大学入学者選抜実施要項(令和2年6月19日)に関する Q&A

令和2年7月9日策定

第7 個別学力検査実施教科・科目, 入試方法等の決定・発表	5
Q1 各大学は7月31日までに何を公表すればよいのか。.....	5
第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等	5
1 試験期日等(1)関係	5
(学業の遅れ関係).....	5
Q2 「学業の遅れ」について、本人が来年1月30、31日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(2)」という。)の受験を希望していても学校長が学業に遅れがないと判断した場合は、1月16、17日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(1)」という。)を受験することになるのか。.....	5
Q3 共通テスト(2)に出願する場合の手続きはどのようになるのか。.....	5
Q4 具体的に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「学業の遅れ」とは何か。.....	6
Q5 学業の遅れは学校単位で認めるのか、個人単位で認めるのか。.....	6
1 試験期日等(2)関係	6
(受験機会確保を必要とする対象者関係).....	6
Q6 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。.....	6
Q7 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。.....	6
(受験機会確保関係).....	7
Q8 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。.....	7
Q9 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。..	7
Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。.....	7
Q11 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜や学校推薦型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。.....	7
Q12 国立大学において、一般選抜の前期日程から後期日程に受験の振替を行う場合、対象となる受験生が、別の国立大学の後期日程に出願していれば、一大学しか受験ができないことになる。受験機会の確保の観点からは追試験を実施すべきか。.....	7
Q13 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和3年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けること	

が困難であるが、どのように対応すべきか。.....	8
Q14 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月 26 日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。.....	8
Q15 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。.....	8
Q16 大学入学共通テストを利用して選抜する場合について、試験期日が特例追試験の成績提供日前に設定されていれば、特例追試験受験者を受験対象から除外するという理解でよいか。.....	8
(受験機会の確保のための個別学力検査関係)	8
Q17 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解でよいか。.....	8
Q18 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。.....	9
Q19 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。.....	9
Q20 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。.....	9
(定員管理関係)	9
Q21 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということによいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということによいか。.....	9
Q22 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和 3 年度大学入学者選抜に限り、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。.....	9
2 出題範囲等関係	10
Q23 個別学力検査の出題範囲等の工夫については努力目標と理解してよいか。.....	10
3 調査書関係	10
Q24 部活動の全国大会の中止を受け、独自の地方大会を開催する自治体がある。こうした大会における成果を総合型選抜や学校推薦型選抜の評価に活用することは可能か。.....	10
4 その他(1)関係	10
Q25 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学が講ずる方策について、その内容はいつまでに公表すればよいか。.....	10
Q26 受験機会確保の方策や出題範囲等への配慮について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいか。	

.....	1 0
別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について	1 1
Q27 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。..	1 1
Q28 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。.....	1 1
Q29 令和2年度大学入学者選抜までは、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、提出することが出来たが、今年度も同様に取り扱って構わないか。.....	1 1
Q30 第3学年の評定欄が記載不可とする場合、学習成績の状況はどのように計算するべきか。また、第3学年の評定が記載できない結果、大学によっては出願要件として求められている学習成績の状況の値に満たない場合は、その大学を生徒は受験できなくなるのか。.....	1 1
Q31 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。	1 1
Q32 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならないのか。.....	1 2
Q33 第3学年の評定欄の記載方法について、臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされているが、調査書を記載する際には、どの欄に、どのように記載をすればよいのか。.....	1 2
Q34 臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされているが、生徒本人が感染や体調不良等のため、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止となっていたことを理由に評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいのか。.....	1 2
Q35 感染拡大のリスクなどを鑑みた自主的な欠席などのために評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいのか。.....	1 2
Q36 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。.....	1 3
別添 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン	1 3
1. 関係	1 3
Q37 本ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。.....	1 3
2. (1)関係	1 3
Q38 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。.....	1 3
Q39 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。.....	1 3

Q40	コンタクトスポーツや発声を伴う歌唱などの実技試験については、入念な感染症対策を講じた上で、実施することは可能か。.....	1 3
	2. (2)関係.....	14
Q41	受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。.....	1 4
	3. 関係.....	14
Q42	濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。.....	1 4
Q43	新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直後であっても受験を認めることは可能か。.....	1 4

第7 個別学力検査実施教科・科目，入試方法等の決定・発表

Q1 各大学は7月31日までに何を公表すればよいのか。

A 大学入学者選抜実施要項第7の1にあるとおり、入試方法の区分ごとに、

- ・個別学力検査の実施教科・科目、
- ・入試方法(小論文の出題や面接の実施等)、
- ・その他入学者選抜に関する基本的な事項

を公表することが必要です。

特に本年度は、学業の遅れに配慮する観点から、大学入学共通テストの指定科目数を減じることや、個別学力検査における選択問題の設定など出題範囲等の工夫を行う場合も、その内容について公表することが必要です。

また、必ずしも7月31日までに公表が必要ではありませんが、新型コロナウイルス感染症等に罹患した受験生の受験機会を確保するため、各大学は、

(ア)追試験の設定

(イ)追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替

のいずれか一つを必ず講ずることが求められていますので、受験機会の確保に関する措置についても決定次第速やかに公表をお願いします。

なお、個別学力検査の出題内容に関することで差し支えがあるような場合以外は、出来る限り具体的に措置内容を公表するようお願いします。

第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

1 試験期日等(1)関係

(学業の遅れ関係)

Q2 「学業の遅れ」について、本人が来年1月30、31日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(2)」という。)の受験を希望していても学校長が学業に遅れがないと判断した場合は、1月16、17日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(1)」という。)を受験することになるのか。

A 共通テスト(2)を選択する者については、

- ・高等学校等を令和3年3月に卒業見込みの者のうち、
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため共通テスト(2)で受験することが適当であると在学する学校長に認められた者
- としています。

生徒個人の選択を踏まえ、各生徒について学校長が、共通テスト(2)を受験することが適当かどうか判断することになります。

Q3 共通テスト(2)に出願する場合の手続きはどのようになるのか。

A 共通テストの出願については、高等学校(特別支援学校の高等部を含む)又は中等教育学校等を令和3年3月に卒業見込みの者は、在学する学校長を経由して志願票を提出することとなっており、その際、各生徒が共通テスト(2)を選択した場合、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため共通テスト(2)で受験することが適当かどうかを学校長が判断することになります。

なお、受験日の選択に関連した具体的な手続きについては、8月中旬に大学入試センターから高等学校等に対して周知する予定です。

Q4 具体的に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「学業の遅れ」とは何か。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業を実施したことなどによる各高等学校等における授業の遅れを想定しています。

Q5 学業の遅れは学校単位で認めるのか、個人単位で認めるのか。

A 共通テスト(2)を選択する者については、

- ・高等学校等を令和3年3月に卒業見込みの者のうち、
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため共通テスト(2)で受験することが適当であると在学する学校長に認められた者
- としています。

高校3年生は選択科目が多く、かつ、生徒によっては受験科目が異なるため、受験に必要な科目は既に2年生までに履修し終わっている生徒もいます。生徒個人の選択を踏まえ、各生徒について学校長が、共通テスト(2)を受験することが適当かどうか判断することになります。

1 試験期日等(2)関係

(受験機会確保を必要とする対象者関係)

Q6 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。

A 要請の趣旨は貴見のとおりです。一方、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」3. ③において追試験等の受験の検討を要請する対象者は、試験の前から継続して発熱・咳等のある受験生としていますので、疾病等により受験予定の試験を受験できなかったことを証明する医師の診断書の提出があった場合には、新型コロナウイルス感染症の罹患に限らず、追試験の受験を認めることが適切と考えています。

Q7 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。

A 実施要項で追試験等を設けることとしている趣旨は、新型コロナウイルス感染症等に罹患し、試験をやむを得ず受験することができなかった者の受験機会の確保が目的です

ので、受験予定だった試験を受験することができなかったことを証明する医師の診断書の提出を求めることは可能と考えます。

なお、大学の判断で、大学入学共通テスト(2)と同様に、学業の遅れを理由に追試験の受験を認めることとすることも可能と考えます。

(受験機会確保関係)

Q8 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。

A 受験生の受験機会確保の観点から、少なくとも学部等の募集単位で、追試験の設定又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施してください。

Q9 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。

A 可能です。

Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。

A 2月1日以降に個別学力検査を実施する選抜が対象となります。

Q11 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜や学校推薦型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。

A 選抜方法が異なる場合、一般選抜の受験生と、個別学力検査以外の評価も含めて可否判定する他の選抜の受験生の成績を単純比較することは困難と考えます。ただし、総合型選抜や学校推薦型選抜の個別学力検査を活用し、当該学力検査が実施される日程で一般選抜における追試験を実施することは可能と考えます。

Q12 国立大学において、一般選抜の前期日程から後期日程に受験の振替を行う場合、対象となる受験生が、別の国立大学の後期日程に出願していれば、一大学しか受験ができないことになる。受験機会の確保の観点からは追試験を実施すべきか。

A 受験機会の確保の要請は、大学入学志願者が入学を志願する大学への進学機会を必ず確保するという趣旨であり、ご質問のケースでは、受験生が真に進学を希望する大学の入学者選抜を受験する機会が確保されておりますので、更に追試験の実施までを求めるものではありません。

Q13 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和3年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。

A 共通テストについては、共通テスト(1)の2週間後にその追試験が行われますが、この2週間という期間は、一般選抜における追試験の設定にも適用されるものではありません。例えば、後期日程終了後、10日程度の期間を設けて追試験を実施することで、3月25日までに試験を実施することは可能と考えます。

また、試験実施が困難な場合には、大学入学共通テストの成績と口頭試問や面接、志願者本人が記載する資料等を活用して追試験を実施することも可能と考えます。

なお、令和2年6月19日付けの厚生労働省通知で示されている新型コロナウイルス感染症患者の退院基準に関する考え方については、発症日から1週間経過し、かつ、症状経過後72時間経過している場合は退院が可能とされています。

Q14 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月26日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。

A 試験期日は2月1日から3月25日まで、合格者の決定発表は3月31日までを順守するようにご対応ください。

Q15 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。

A 試験期日は2月1日から3月25日まで、合格者の決定発表は3月31日までとされていますので、このことを念頭に各大学においてご判断ください。

Q16 大学入学共通テストを利用して選抜する場合について、試験期日が特例追試験の成績提供日前に設定されていれば、特例追試験受験者を受験対象から除外するという理解でよいか。

A 特例追試験よりも前に選抜を実施する場合は、別途、特例追試験受験者を対象とする追加合格者の選抜を実施するようお願いします。

(受験機会の確保のための個別学力検査関係)

Q17 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。

A 個別学力検査には該当しないため、必ず講ずることを求めるものではありませんが、受験機会確保の観点から、可能な限り同様の配慮をお願いします。

Q18 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。

A 追試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め追試験に出題する教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q19 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。

A 振替日程の試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め振替受験となる場合に受験する試験の教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q20 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。

A 各大学のアドミッション・ポリシーのもと、受験生に求める能力や評価しようとする能力を、そうした代替措置で判断できると考えられる場合は可能と考えます。

(定員管理関係)

Q21 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということでよいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということでよいか。

A 貴見のとおりです。

Q22 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和3年度大学入学者選抜に限り、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。

A 現在、入学定員超過に係る取扱いについて検討しているところです。

2 出題範囲等関係

Q23 個別学力検査の出題範囲等の工夫については努力目標と理解してよいか。

A どこまでの工夫を行うかについては、各大学の実情を踏まえてご検討いただくことになるとは思いますが、文部科学省としては、今年度に限った特別の対応として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休業による学業の遅れに最大限配慮した取組をお願いしたいと考えます。

3 調査書関係

Q24 部活動の全国大会の中止を受け、独自の地方大会を開催する自治体がある。こうした大会における成果を総合型選抜や学校推薦型選抜の評価に活用することは可能か。

A 地方大会の開催は、各主催者の判断によるものですが、高等学校の生徒にとっては部活動におけるこれまでの努力の成果を発揮する場であり、総合型選抜や学校推薦において入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスの評価の一環として可能なものは積極的に活用していただきたいと考えます。なお、文部科学省としても、全国大会の代替となる地方大会開催支援事業の実施を通じて、そうした生徒の努力の成果を発揮する場の確保に向けた各自治体等の取組を支援しています。

4 その他(1)関係

Q25 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学が講ずる方策について、その内容はいつまでに公表すればよいか。

A 共通テストの活用方法や出題範囲の見直し等については、7月31日まで、追試験の実施など、その他の措置については、遅くとも募集要項を公表するまでに決定し、公表することが望ましいと考えますが、受験生の不安払拭や、進路選択に資するため、各大学においては、可能な限り早期に決定し、公表するようお願いいたします。

Q26 受験機会確保の方策や出題範囲等への配慮について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいか。

A 受験生の予見可能性を確保するため、可能な限り詳細な情報の公表をお願いいたします。
なお、個別学力検査の出題内容に関することで差し支えがあるような場合以外は、出来る限り具体的に措置内容を公表するようお願いいたします

別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について

Q27 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。

A 別紙様式1の記載事項の順番や枠の配置については変更しないでください。

Q28 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、
①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、
学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。
その際、契印を押す必要があるか。

A 調査書が2枚以上となる場合は、高等学校や自治体の公印規則等の規定に従って、
契印を押すなどの対応を取るようになしてください。

規定がない場合は、その真正性について大学が確実に確認出来るように、高等学校
において、厳封の上、一綴の資料として大学へ提出してください。

また、高等学校において調査書を作成する際に、資料の落丁、散逸を防止するため、
学校長の判断で、様式欄外の各頁に志願者の氏名等を記載することやホッチキス等で
綴ることなどの工夫をすることは可能です。

Q29 令和2年度大学入学者選抜までは、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、提出するこ
とが出来たが、今年度も同様に取り扱って構わないか。

A 今年度より、調査書の枚数は任意としていますが、印刷の出力形式については、提出
先の大学に確認した上で、設置者や各高等学校の判断で対応してください。なお、大学
入学者選抜実施要項第5の6のとおり、過年度卒業生については、従前の様式による提
出が可能です。

Q30 第3学年の評定欄が記載不可とする場合、学習成績の状況はどのように計算する
べきか。また、第3学年の評定が記載できない結果、大学によっては出願要件として求
められている学習成績の状況の値に満たない場合は、その大学を生徒は受験できなく
なるのか。

A 第2学年までの評定を基に算出してください。

また、第3学年の記載が無いことをもって、特定の受験生を不利益に取り扱わないよう、
文部科学省から大学に要請しています。各大学は、出願要件も含め、様々な配慮を検
討していますので、今後、志願先となる大学が公表する入学者選抜に関する基本的事
項等において、出願要件を確認してください。

Q31 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボラ
ンティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すれ

ばよいのか。

A 単に入賞歴を記載する場合であれば、「(5)表彰・顕彰等の記録」に記載すればよいと考えますが、指導要録に記載されている内容に応じて適切な欄に記載してください。

Q32 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならないのか。

A 大学が当該大学の学部等に対する能力・適性等について記載を求めている場合において、特に高等学校長が推薦できる生徒について記載をしてください。

Q33 第3学年の評定欄の記載方法について、臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされているが、調査書を記載する際には、どの欄に、どのように記載をすればよいのか。

A 第3学年の評定欄は空欄のままとし、「8. 備考」欄に、例えば、「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため、第3学年の評定欄は記載することができない。」と記載してください。

Q34 臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とされているが、生徒本人が感染や体調不良等のため、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止となっていたことを理由に評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいのか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいのか。

A 臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱って構いません。調査書の記載については、第3学年の評定欄は空白とし、その理由を「8. 備考」欄に記載してください。

Q35 感染拡大のリスクなどを鑑みた自主的な欠席などのために評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいのか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいのか。

A 令和2年6月5日付けの「新型コロナウイルス感染症対策に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」のとおり、新型コロナウイルスに感染する可能性が高まっていると保護者が考える合理的な理由があると校長が判断すれば、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも認められています。そのような取扱いをした場合には、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱って構いません。調査書の第3学年の評定欄は空白とし、その理由を「8. 備考」欄に記

載してください。

Q36 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。

A 予定どおり参加していれば、その状況を記載することとなっていた大会名等を記載することを想定しています。

別添 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

1. 関係

Q37 本ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。

A ガイドラインは、各試験場の衛生管理体制の構築等に当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものです。したがってこれらすべてについて必ず文言通り実施しなければならないという趣旨のものではありませんが、コロナ禍で入学者選抜を実施する上では、受験生の安全確保のためにどのような対応を取るのか社会的な説明責任を果たすことが各大学には求められると考えます。

2. (1)関係

Q38 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。

A 可能な限り収容定員の半分程度以内とすることが望ましいと考えますが、受験者間の距離が1メートル程度確保され、その他ガイドラインで示している様々な感染防止策を講じていれば試験の実施を妨げるものではないと考えます。

Q39 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。

A 試験実施大学が個々の受験生について濃厚接触者であるかどうかを確認することは困難と考えます。個々の受験生自身が保健所等から濃厚接触者に該当するとされれば、その受験生は受験できませんので、予め各大学のホームページ等で周知が必要です。

Q40 コンタクトスポーツや発声を伴う歌唱などの実技試験については、入念な感染症対策を講じた上で、実施することは可能か。

A 本ガイドラインにおける実技試験に関する記述については、専門家等と十分協議し、各実技試験の特性に応じた感染症対策を十分に講じた上で、実施することを妨げるものではありません。

2. (2)関係

Q41 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。

A 本ガイドライン「2. 試験場の衛生管理体制等の構築」(2)①においては、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務づけるようお願いしています。なお、マスクを忘れた受験生のために事前に未所持者に提供可能なマスクを大学において準備いただくこともお願いします。

3. 関係

Q42 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。

A ガイドライン3「受験生に対する要請事項」の②における「受験できない者」に該当すると考えられます。

Q43 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直後であっても受験を認めることは可能か。

A 医療機関を退院した者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第22条の「病原体を保有していないこと」に該当する者になりますので、受験を認めてください。